

一般社団法人集合住宅デジタル高度化協議会技術専門委員会運営規則

第1条（名称）

本委員会は「一般社団法人 集合住宅デジタル高度化協議会(以下「CDEfC」) 技術専門委員会」（以下「技術専門委員会」という。）と称する。

第2条（目的）

技術専門委員会は、集合住宅のデジタル環境の高度化を推進するために必要となる技術的事項について対処するために設置する。

第3条（活動）

技術専門委員会は、集合住宅のデジタル高度化を実現するために、以下の活動を行う。

1. 集合住宅のデジタル環境の技術的要件に関する検討・考察およびその文書化
2. 集合住宅のデジタル環境に必要とされる技術的要件の決定とその文書化
3. 集合住宅のデジタル環境に関する調査
4. 集合住宅のデジタル環境の高度化に必要とされる技術の検証、実験、実装
5. 集合住宅のデジタル環境の高度化に関わる技術的な活動
6. その他、CDEfCの趣旨を実現するための技術的な活動

第4条（委員）

1. 技術専門委員会は、第2条の目的に賛同し、第3条の活動を実行していただけるCDEfC会員（以下「会員」）もしくはその構成員で、委員長承認を得た者により構成する。
2. 技術専門委員会は、委員長の指名により、会員以外の者を委員とすることができる。

第5条（委員の退会）

1. 技術専門委員会の委員はいつでも事前通知にて自主的に退会することができる。
2. 前項に加え、技術専門委員会の活動に不利益を与えるような行動、言論が認められたと委員長が合理的に判断した場合、委員を退会させることができる。

第6条（委員長）

1. 技術専門委員会には委員長1名を置く。
2. 委員長は、CDEfC理事会（以下「理事会」）の指名により、選任される。
3. 委員長は技術専門委員会を代表するとともに、委員会務を総理する。
4. 委員長は副委員長を指名することができる。副委員長は委員長の業務を補佐し委員長が不在の場合に委員長の代理を務める。

第7条（ワーキンググループの設置および構成等）

1. 技術専門委員会の事業を円滑に推進するため、ワーキンググループ(以下「WG」)を設置することができる。
2. WGには主査を置く。主査は、委員長が指名する者とし、WGを運営する。
3. WGの構成および運営方法等については、主査が定めるところによる。

4. WGのメンバーは会員もしくはその構成員により構成される。
5. WGのメンバー、WG主査の推薦者を委員長が指名することにより、会員以外の者をメンバーとすることができる。
5. WGの運営を円滑に行うために主査はWGのメンバーの中からコアメンバーを選任することができる。

第8条（任期）

委員会委員およびWGのメンバーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（事務局）

1. 技術専門委員会の事務処理のため事務局を置く
2. 事務局は委員長が統括する。

第10条（守秘義務）

1. 委員もしくは外部より提供を受けたもしくは技術専門委員会において作成した情報のうち、技術専門委員会限りとされたものについては、技術専門委員会外に開示もしくは公表してはならない。
2. 委員もしくは外部より提供を受けたもしくは技術専門委員会において作成した情報のうち、CDEFc限りとされたものについては、会員もしくはその構成員限りとして、CDEFc外に開示もしくは公表してはならない。
3. 第1項および第2項に該当しない情報についてはCDEFcの定款の定めによるものとする。また第1項および第2項に該当する情報のうち技術専門委員会の責によらず外部に開示されたものについても同じ扱いとする。

第11条（その他）

本規約に定めるものの他、技術専門委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附則

第1条（施行期日）

この規則は、2023年11月15日から施行する。